

## 「有償ボランティア活動」契約書

「地元による地元の発展プロジェクト」（以下「当プロジェクト」という。）の参加者間において、

（依頼する参加者）（以下「甲」という。）と

（受諾する参加者）（以下「乙」という。）は、

次の通り有償ボランティア活動契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 （依頼参加者及び受諾参加者）

1. 本契約において、甲となるのは生活応援を必要とする2親等以内の家族（本人・配偶者・両親・祖父母・兄弟）を有する「個人参加者」とする。
2. 本契約において、乙となるのは20代又は30代の既婚「個人参加者」とする。
3. 本契約においては、甲の依頼する有償ボランティア活動の実際の対象者が男性の場合は、活動する乙も男性、実際の対象者が女性の場合は、活動する乙も女性とすることを遵守するものとする。
4. 甲は、有償ボランティア活動全過程において見守る。また甲は有償ボランティア活動開始時に説明・指導を行うが、その後においては、乙の質問に答える以外は、基本的に乙に対して指示・命令は、出来ないものとする。
5. 乙に対して開始時の説明・指導以外は、指示・命令は、出来ないものとする。
6. 甲及び乙は、本条の要件を満たすことを表明し保証する。

## 第2条 （有償ボランティア活動）

1. 甲は、甲が「謝礼」を支払うことを前提として、乙に対し、自発的な意志に基づく有償ボランティアとして、甲（及び甲の指名する2親等以内の家族：本人・配偶者・両親・祖父母・兄弟）の生活応援を行うことを依頼し、乙はこれを受諾する。
2. 乙は、ボランティア活動を自発的な意志に基づき行うもので、甲乙間は雇用関係ではなく、指揮命令、従属関係はなく、労働基準法等の労働法規あるいは社会保険（労働災害保険等）は適用されないものとする。
3. 乙は、有償ボランティア活動の結果・成果について責任を負わないが、「善良な管理者の注意義務」が求められるものとする。
4. 甲は、他の形式での活動（雇用又は請負契約に基づく労働又は役務の提供等）を行う者と混在した状態で、有償ボランティア活動を乙に依頼する場合は、ボランティアカードを用意し、乙は有償ボランティア活動を行う際にこれを身に付けなければならない。

## 第3条 （活動内容等）

1. 乙の有償ボランティア活動内容は、甲が開始時に指示した内容で、乙が承諾したものとし、乙は、有償ボランティア活動中は「善良な管理者の注意義務」が求められるものとする。
2. 甲または乙は、当団ホームページ内プロジェクト「地元による地元の発展プロジェクト」に掲載している、「個人参加者型「有償ボランティア活動」のながれ」にのっとる形でボランティア活動を行うものとする。
3. 乙は、有償ボランティア活動を別に定める個人型「有償ボランティア活動」マニュアルに従い行うものとする。

4. 甲又は乙が、甚だしく良識を欠く行為を行う場合は、一般社団法人医療介護チェーン本部に連絡出来るものとする。

#### 第4条 (期間)

1. 本契約の契約期間は、「高齢者の安否確認」以外は本契約締結日のみとする。なお、延長する際には連続・非連続にかかわらず、その都度契約を締結しなければならない。(契約書に印紙は不要)
2. ①1日ごとの契約の場合、実働4時間と実働8時間のコースを設定する。  
②高齢者の安否確認(面談しての安否確認)は(その月が28日でも31日でも)月単位で契約し「謝礼」は30000円とする(途中で中止した場合は、実行日数×1,000円とする。)

#### 第5条 (謝礼)

1. 有償ボランティア活動の「謝礼」は、選択したコースに基づき、次のとおりとする。
  - 1) ①実働4時間コース：8000円 ②実働8時間コース：16000円。  
③高齢者の安否確認(面談しての安否確認)は、月単位で契約し「謝礼」は日数×1000円とする。
  - 2) 各コースでの、やむを得ない活動時間の増減時は以下のようにする。
    - ①依頼者の都合での短縮時は満額手渡す。
    - ②受諾者の都合での短縮時は実働時間数(例1.3時間等)×(個人型2000円)を手渡す。
    - ③依頼者の都合での延長は再契約を必要とするものとする。
    - ④高齢者の安否確認(面談しての安否確認)は途中で中止した場合は、実行日数×1,000円とする。)。
2. 甲及び乙は、有償ボランティア活動の内容、成果、評価等により「謝礼」を変更してはならない。
3. 甲は、乙に対し、有償ボランティア活動終了後、「謝礼」を現金手渡しで支払うものとする。
4. 乙は、有償ボランティア活動を終了し、甲から「謝礼」を受領した場合は、甲の提示する別紙有償ボランティア活動「謝礼」活動者別受領署名帳に日時・活動時間・受領金額・活動者氏名を記入しなければならない。

#### 第6条 (費用)

有償ボランティア活動そのものにかかる材料費、燃料費、その他費用は特に定めのない限り甲が負担するものとする。

#### 第7条 (権利及び地位の譲渡等)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

#### 第8条 (再依頼)

乙は、有償ボランティア活動の全部又は一部を、第三者に再依頼する場合には、甲の承諾を得るものとする。

#### 第9条 (個人情報及び機密保持)

乙は、有償ボランティア活動上で知り得た個人情報・機密事項については、甲との間に機密保持義務が発生するものとし、この義務は本契約満了後も継続するものとする。

#### 第10条 (損害賠償及び解除)

1. 乙は、有償ボランティア活動中に故意又は重大な過失により、甲に損害を生じさせた場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 甲は、前項の場合に本契約を直ちに解除できるものとする。

## 第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
  - (1) 自己が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
  - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (4) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができる。

## 第 12 条（不可抗力免責）

天災地変、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他甲又は乙の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞及び履行不能については、甲及び乙はいずれも責任を負わないものとする。

## 第 13 条（協議事項）

当社団ホームページ内プロジェクト「地元による地元の発展プロジェクト」に掲載している、「事業経営参加者型「有償ボランティア活動」のながれ」にも本契約書にも定めのない事項は、甲及び乙、双方で協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成して、甲乙各自記名（署名/押印）のうえ各1通を保有する。なお、本契約締結にあたり、甲及び乙は、相互に参加者証と身分証明書を相手方に提示し、確認を求めるものとする。

西暦 年 月 日

依頼する者（甲）

住所

氏名

（印又は自筆署名）

受諾する者（乙）

住所

氏名

（自筆署名）

一般社団法人 医療介護チェーン本部作成

以上